

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第二条第十五項」を「第二条第二十項」に、「同条第十六項」を「同条第二十一項」に改める。

附則

この条例は、令和三年八月二日から施行する。